

自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）取引については、別に定める自動継続扱い以外の定期預金共通規定によるほか以下により取り扱います。

1.（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2.（利 息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払は次によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日以後に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日および2年後の応当日に、指定口座へ入金します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を自動継続扱い以外の定期預金共通規定4.(1)、(4)および(5)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、解約日における普通預金利率。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）。

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)